

## 通所型サービス

### ■現行相当（サービスコード：A6）

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行の介護予防訪問介護と同様のサービス</li> <li>○ サービス提供の時間 ⇒ 現行の基準省令に準じる</li> <li>○ サービスの支援内容 ⇒ 現行の基準省令に準じる</li> </ul>
対象者	○ 要支援認定者及び事業該当者
サービス提供の考え方	○ <b>認知症で多様なサービスの利用が難しいケース</b> <b>(主治医意見書等にて認知症の診断がある方)</b>
事業の実施方法	○ 事業者指定（平成27年4月1日以降事業所開設者は申請が必要）
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※ 常勤・専従1以上</li> <li>・介護職員 ～15人に専従1以上 15人～利用者1人に専従0.2以上</li> <li>・生活相談員 専従1以上</li> <li>・看護職員 専従1以上</li> <li>・機能訓練指導員 1以上</li> </ul> <p>※ 支障がない場合、同一敷地内の他事行書等の職務に従事可能。</p>
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食堂、機能訓練室（3㎡×利用定員以上）</li> <li>・静養室、相談室、事務室</li> <li>・消火設備その他の非常災害に必要な設備</li> <li>・必要なその他の設備・備品</li> </ul>
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別サービス計画の作成</li> <li>・運営規定等の説明・同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・従事者の清潔の保持・健康状態の管理（現行基準と同様）</li> <li>・秘密保持</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供 等</li> </ul>
サービス提供者	○ 指定通所介護事業所の従事者
ケアマネジメント	○ 原則的なケアマネジメントのプロセスにて実施（ケアマネジメントA）
個別サービス計画	○ 必要
計画期間	○ 介護予防訪問介護に準じる
単価	<p>事業対象者・要支援1 1月につき1,672単位</p> <p>要支援2 1月につき3,428単位</p> <p>※加算減算についてはすべて適用</p>
利用料	○ 1割～3割 ※昼食代は自己負担
給付管理	○ 対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援者 ⇒ 介護度による予防給付の支給限度額</li> <li>・事業該当者 ⇒ 予防給付の要支援1の限度額</li> </ul>
事業者への支払	○ 国保連経由での審査・支払